

酒税相当額の特例還付を受けるための手続等について

この度の地震により被災された酒類業者の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

販売のため所持していた酒類が破損等した場合には、「災害被害者に対する租税の減免、徴収の猶予等に関する法律」に基づき、酒税相当額の支払を受けることができます。

今般、酒類業者の皆様のお事務負担の軽減及び早期支払を図るため、酒販組合等からの要請と協力を前提に、被害の大きかった地域（該当地域）においては、次の措置を講ずることとしました。

○ 措置の内容

(1) 被災酒類の数量等の確認手続の簡素化

- 帳簿の滅失等により、被災酒類の数量等が明らかでない場合は、該当地域の税務署に提出された「酒類の販売数量等報告書」等の客観的資料に基づき、確認手続に要する書類を作成できることとします。
- ラベルの汚損等により販売できなくなった酒類は、確実に廃棄することが明らかな場合には、被災酒類として取り扱うこととします。
- 指定酒類製造者を設定することにより、確認手続に要する書類の作成を最小限に止めています。

(2) 酒税相当額の早期還付

- 酒類業者が税務署から交付を受けた確認書は、該当地域の酒販組合を通じて指定酒類製造者に集約し、指定酒類製造者が税務署へ酒税の還付申告を行います。
- 酒類業者に対する早期還付のため、該当地域の酒販組合を通じて酒税相当額を支払います（料飲業者への酒税相当額の支払は、酒類の仕入先の酒類販売業者が行います。）。

(3) その他

- 酒類業者が同一税務署管内に2以上の販売場を有する場合、これらの販売場の被災酒類は一括して確認を受けられることとします。
- 輸送途上で被災した酒類についても、これらの手続の対象とします。

○ 手続の概要

該当地域において被災した酒類の販売業者（注）の方は、販売のために所持していた酒類について、「被災酒類の確認書交付申請書」を被災場所の所在地の所轄税務署長に提出して「確認書」の交付を受け、この「確認書」を酒販組合等を通じて指定酒類製造者に提出します。

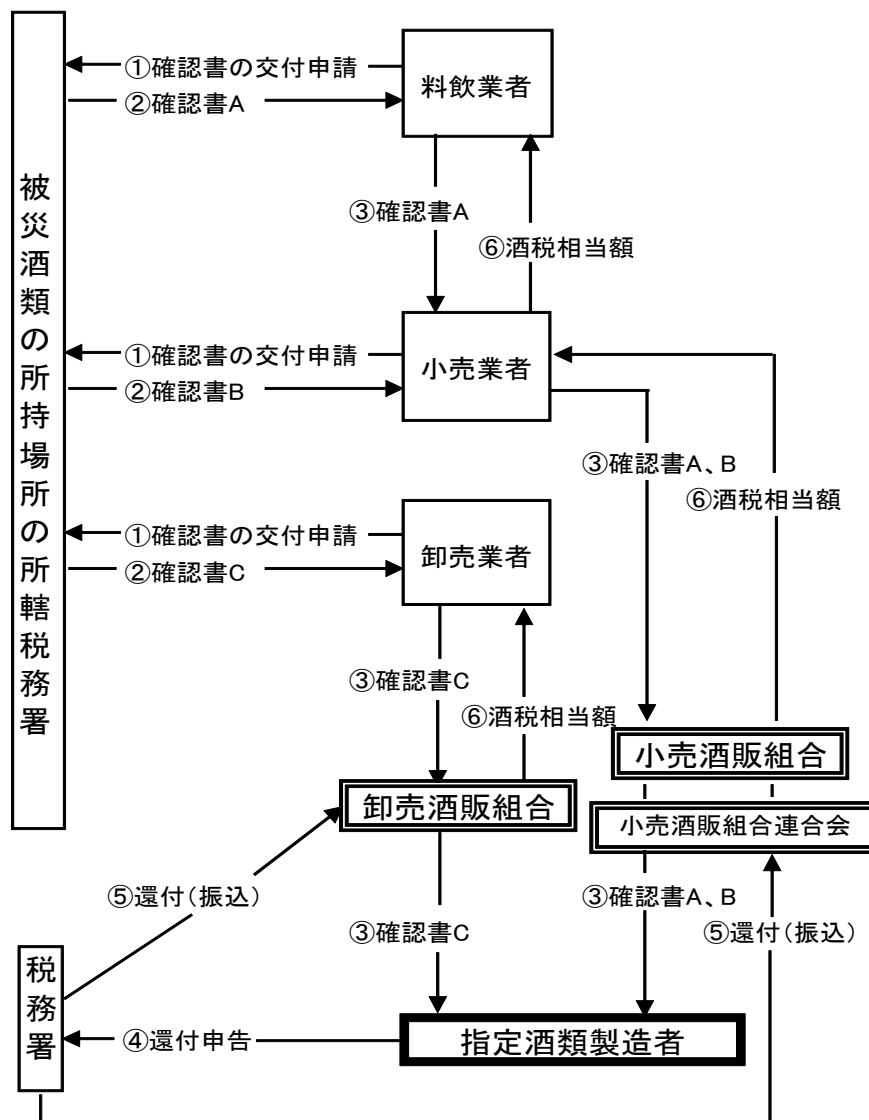
その後、指定酒類製造者が「確認書」に基づいて酒税の還付申告を行い、税務署から還付を受けた酒税相当額を、酒販組合等を通じて酒類の販売業者の方に支払うこととなります。

具体的な手続の流れについては、2頁の「別表」をご参照ください。

（注） ここでいう「酒類の販売業者」とは、次の方をいいます。

- 1 酒類卸売業者
- 2 酒類小売業者
- 3 料飲業者（酒場、料理店、ホテルなど酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業としている方をいいます。）

酒税相当額の還付手続の流れ



- 被災者（卸売業者、小売業者、料飲業者）は、「被災酒類等確認書交付申請書」を災害のやんだ日から1月以内に被災場所の所轄税務署長に提出し①、「確認書」の交付を受ける②。
- 料飲業者は、交付を受けた「確認書」を小売業者に送付する③。
- 卸売業者又は小売業者は、交付を受けた「確認書」を卸売酒販組合又は小売酒販組合に送付する③。
- 各酒販組合は、送付を受けた「確認書」を指定酒類製造者に送付する③。
- 指定酒類製造者は、送付を受けた「確認書」を添付して還付申告を行う④。
- 還付申告書を受理した税務署は、被災酒類に係る酒税額を各卸売酒販組合又は小売酒販組合の銀行口座等に振り込む⑤。
- 各卸売酒販組合又は小売酒販組合が、被災酒類に係る酒税相当額を被災した酒類の販売業者に支払う⑥。

○ 酒税相当額の還付を受けるための具体的手続等

1 被災酒類の範囲

災害により亡失、滅失等した酒類のほか、容器等の汚損又は容器の変形等により販売に供することが困難となったもので、被災場所等において、既に廃棄された酒類のほか、確実に廃棄されることが明らかな酒類についても被災酒類として取り扱います。

汚損等した商品を仕入先に返品する場合は、被災酒類に含めることはできませんのでご注意ください。

2 被災酒類の確認を受けるために必要な書類

- (1) 被災酒類の確認書交付申請書 2通
- (2) 被災酒類の明細書 2通
- (3) 被災酒類損失補てん明細書 2通

(注) 「被災酒類損失補てん明細書」は、保険金又は損害賠償金により補てんを受けた又は受けることが見込まれる場合に必要です。

3 「被災酒類の確認書交付申請書」の作成及び提出

- (1) 「被災酒類の確認書交付申請書」は、記載要領及び記載例（別紙）を参照しながら作成してください。
- (2) 被災により帳簿等が滅失等し、被災酒類の明細が明らかでない場合には、被災した日以前に税務署に提出した「酒類の販売数量等報告書」を、被災酒類の数量把握のための資料とすることができます。

必要な場合は、「酒類の販売数量等報告書」を提出した税務署に身分証明書等を提示して、その写しの交付を申し出てください（詳しくは、税務署の担当酒類指導官にご相談ください。）。

(注) 交付を受けた写しは、「被災酒類の確認書交付申請書」に添付してください。

- (3) 被災酒類に係る酒税額を計算した結果、その合計金額が500円未満となる場合は、支払を受けることはできません。

なお、複数の販売場で酒類の販売を行っている場合は、それらの販売場における被災酒類に係る金額を合計して判定します。

また、保険金等により損失を補てんされた金額がある場合は、補てんされた金額を控除した後の金額で判定します。

(例) 「清酒一升瓶1本、ビール500ml缶2本」が被災した場合

清酒	1,800ml	216円		
ビール	1,000ml	220円	⇒	合計 436円

この場合、合計金額は500円未満ですので、酒税相当額の支払は受けられません。

- (4) 作成した「被災酒類の確認書交付申請書」は、原則として被災場所の所在地の所轄税務署へ提出してください。

(注) 同一税務署管内に複数の販売場、蔵置所を有している場合は、それぞれ被災した販売場等ごとの「被災酒類の明細書」を添付することで、一括して「被災酒類の確認書交付申請書」を提出することができます。

4 「確認書」の交付

税務署に提出した「被災酒類の確認書交付申請書」は、税務署においてその内容を確認し、

「確認書」として申請者に交付します。

なお、確認の結果、数量が過大であること等が判明した場合には、「確認書」を交付しないことがあります。

5 「確認書」の提出

税務署から交付を受けた「確認書」は、次の区分により、それぞれの提出先へ提出してください。

提出先へ提出した「確認書」は提出者に返戻されませんので、メモや「確認書」の写しをとるなど、事後に各自で金額が分かるようにしておいてください。

提出先(小売酒販組合又は卸売酒販組合)は、税務署の担当酒類指導官にご相談ください。

区 分	提 出 先
料飲業者の方	仕入先の酒類販売業者（複数の仕入先がある場合は1者を選択）
酒類小売業者の方	小売酒販組合（料飲業者から提出があった確認書も併せて提出）
酒類卸売業者の方	卸売酒販組合

6 酒税相当額の還付方法

被災酒類に係る酒税相当額は、卸売業者の方は卸売酒販組合を経由して、小売業者の方は小売酒販組合連合会及び小売酒販組合（料飲業者の方は仕入先の酒類小売業者）を経由して支払われます。

（注）酒税相当額の支払方法は、酒販組合等によって異なります。

7 酒税相当額の会計処理

支払を受けた酒税相当額は、雑収入として計上する必要があります。また、消費税の課税関係は生じません。

○ その他

1 料飲業者の方の還付手続

料飲業者の方も、その販売のために所持していた酒類が被災した場合は、この手続により、「確認書」を提出した酒類の仕入先の酒類販売業者から酒税相当額の支払を受けることができます。

※ 取引先に被災された料飲業者の方がいる酒類販売業者の方は、「酒税相当額の特例還付を受けるための手続等について（料飲業者用）」等により、料飲業者の方への周知をお願いいたします。

2 酒類製造者が製造した酒類の還付手続

酒類製造者の方で、自己の製造した課税済酒類が被災した場合は、「被災酒類の確認書交付申請書」により被災場所の所轄税務署長の確認を受け、交付を受けた「確認書」に基づき、災害のやんだ日から4か月を経過した日の前日の属する月の末日までに提出する期限内申告書により、被災酒類に係る酒税相当額の控除又は還付を受けてください。

3 自己が輸入した酒類の還付手続

酒類輸入業者の方で、自己の輸入した課税済酒類が被災した場合は、上記2と同様に被災場所の所轄税務署長の確認を受け、交付を受けた「確認書」に基づき、災害のやんだ日から4か月を経過した日の前日の属する月の末日までに、引取場所の税関長に、被災酒類に係る酒税相当額の還付申請を行ってください。